

# 津市公共施設等総合管理計画推進会議設置要綱

平成 28 年 3 月 8 日訓第 3 号

改正 平成 29 年 7 月 31 日訓第 76 号

平成 31 年 3 月 29 日訓第 12 号

令和 2 年 3 月 25 日訓第 7 号

令和 6 年 5 月 7 日訓第 62 号

## (設置)

第 1 条 公共施設等の状況を常に把握し、全庁的かつ長期的な視点に立って津市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）の推進を図るため、津市公共施設等総合管理計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「公共施設等」とは、本市が所有する全ての土地及び建築物その他の工作物をいう。

## (所掌事項)

第 3 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の現況把握及び将来の見通しに関すること。
- (2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に係る基本的な方針に関すること。
- (3) 施設類型又は施設区分ごとの管理に係る基本的な方針に関すること。
- (4) 公共施設等の再編計画に関すること。
- (5) 公共施設等の整備に関する総合調整に関すること。
- (6) 管理計画の推進に係る体制の整備に関すること。
- (7) その他管理計画の推進に関すること。

## (構成)

第 4 条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長には市長を、副会長には津市副市長事務分担規則（平成 18 年津市規則第 242 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する副市長をもって充てる。

3 委員には、規則第 2 条第 2 号に規定する副市長、政策財務部長、政策財務部税務・財産管理担当理事、総務部長、都市計画部長、教育委員会事務局教育総務部長その他会長が必要と認める職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見等)

第7条 推進会議の会議は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクト・チーム)

第8条 第3条各号に掲げる所掌事項に関し調査研究、資料の収集等を行うため、推進会議にプロジェクト・チームを置く。

2 プロジェクト・チームは、会長が指名する職員で構成する。

(アドバイザー)

第9条 推進会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、管理計画の推進に関し、専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、管理計画の推進に関し助言及び提案を行う。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、政策財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月31日訓第76号)

この訓は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓第12号)

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日訓第7号)

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月7日訓第62号)

この訓は、決裁の日から施行する。